

# 「ねんきんネット」について

平成25年4月24日

日本年金機構

# 「ねんきんネット」の第5次リリース

## I 経緯・趣旨

- 年金記録問題の再発防止及び加入者サービスの向上に向け、国民自身がいつでも手軽に年金記録の確認ができる効率的な記録確認のあり方について平成23年8月に厚生労働省と日本年金機構の共催で検討会が開催された。この検討会では関係者ヒアリング、公聴会、国民アンケート等を踏まえ、平成23年11月に以下の内容の報告がまとめられた。
  - ・ メディア等を通じた利用の呼び掛け、個人々人への記録確認の呼び掛けを行うべき
  - ・ いつでも確認できる電子版「ねんきん定期便」のメリットを国民に広く周知すべき
  - ・ スマートフォン等へのモバイル機器からの閲覧環境を整備すべき
  - ・ 「ねんきんネット」上に年金記録を通帳形式で表示する仕組みを構築すべき
- 上記検討会での報告を踏まえ、平成25年度予算案において、加入履歴や納めた保険料、年金見込額などを一目で確認できるようにする機能や、スマートフォンなどでの利用、「ねんきんネット」を活用した届書作成の支援など、機能の充実を図るための所要の予算の計上を行っている。
- 平成25年度末から平成26年度にかけての実施を予定している。

## II 実施予定事項

### 1. 年金記録の一覧表示

- ・ 「ねんきんネット」上で年金記録(加入履歴・年金見込額・年金受給情報等)を一覧形式で表示する。

### 2. 届書の作成支援

- ・ 「ねんきんネット」で保持する情報を活用し、年金請求書などの入力チェックや基礎年金番号等の印字など、届書の作成支援を行う。

### 3. 未統合記録の検索対象の追加

- ・ 5000万件に加えて、共済過去記録・基金記録のうち未だ持ち主が見つからない記録を検索可能とするなど行う。

### 4. スマートフォン等のモバイル機器の対応

- ・ 「ねんきんネット」の一部の機能をスマートフォン等のモバイル機器向けに見やすく使いやすい画面で提供する。

### 5. その他

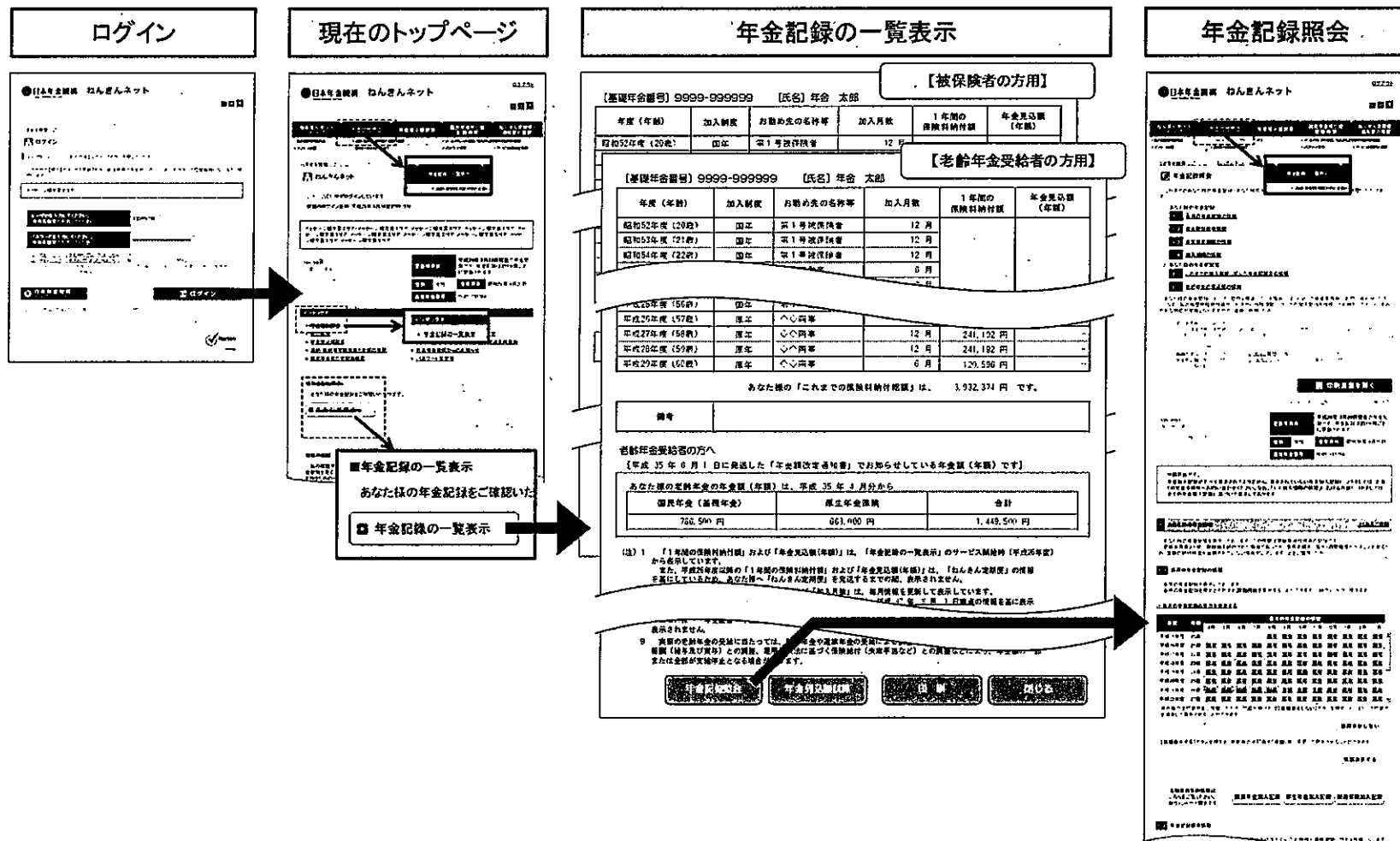
- ・ 「ねんきんネット」の利用促進のための諸方策を講じる。例えば画面や利用しやすさの改善などの方策を検討。

# 1. 年金記録の一覧表示

## (1) 対応事項

- 平成23年8月に厚生労働省と日本年金機構の共催で開催された検討会の報告書を踏まえ、「ねんきんネット」上に年金記録を一覧形式で表示する。
- (※) 提供する情報としては、年金加入履歴、年金見込額、年金受給情報などを想定。

## (2) 画面表示案



[基礎年金番号] 9999-999999 [氏名] 年金 太郎

年度（年齢）	加入制度	お勤め先の名称等	加入月数	1年間の 保険料納付額	年金見込額 （年額）
昭和52年度（20歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和53年度（21歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和54年度（22歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和55年度（23歳）	厚年	〇〇不動産	6月		
昭和55年度（23歳）	厚年	△△株式会社	6月		
平成3年度（34歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成4年度（35歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成5年度（36歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成6年度（37歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成7年度（38歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成8年度（39歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成9年度（40歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成10年度（41歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成11年度（42歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成12年度（43歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成13年度（44歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成14年度（45歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成15年度（46歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成16年度（47歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成17年度（48歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成18年度（49歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成19年度（50歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成20年度（51歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成21年度（52歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成22年度（53歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成23年度（54歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成24年度（55歳）	国年	第1号被保険者	12月		
平成25年度（56歳）	国年	第1号被保険者	12月		
平成26年度（57歳）	厚年	◇◇商事	12月	241,192円	—
平成27年度（58歳）	厚年	◇◇商事	6月	120,596円	1,380,000円

あなた様の「これまでの保険料納付総額」は、 3,431,990円 です。

備考	
----	--

- (注) 1 「1年間の保険料納付額」および「年金見込額(年額)」は、「年金記録の一覧表示」のサービス開始時(平成26年度)から表示しています。  
また、平成26年度以降の「1年間の保険料納付額」および「年金見込額(年額)」は、「ねんきん定期便」の情報を基にしているため、あなた様へ「ねんきん定期便」を発送するまでの間、表示されません。
- 2 「加入制度」、「お勤め先の名称等」および「加入月数」は、毎月情報を更新して表示しています。  
「これまでの保険料納付総額」および「年金見込額(年額)」は、平成30年8月1日時点の情報を基に表示しています。
- 3 「加入月数」は、国民年金保険料が未納となっている月を含めて表示しています。  
なお、国民年金保険料が未納となっている月がある場合は、「加入月数」を赤文字で表示しています。  
各月の年金記録をご確認いただく場合は、下の【年金記録照会】ボタンをクリックしてください。
- 4 「お勤め先の名称等」は、「加入制度」が「国年」の場合は被保険者の種別を、「厚年」の場合はお勤め先の名称を、「船保」の場合はお勤め先の名称(船舶所有者の氏名)を表示しています。  
ただし、国のシステムにお勤め先の名称等が登録されていない場合などは、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示される場合があります。

5 「1年間の保険料納付額」は、「ねんきん定期便」でお知らせしている「(参考)これまでの保険料納付額」を基に計算しています。

「ねんきん定期便」では、毎年誕生月の4ヶ月前までの情報をお知らせしているため、「1年間の保険料納付額」には、誕生月の4ヶ月前から遡った1年間の保険料納付額(厚生年金保険は被保険者負担分)が表示されます。ただし、「ねんきん定期便」を再発行した場合は、1年間の保険料納付額とならない場合があります。

例) 6月誕生月の方の場合、前年3月から当年2月までの保険料納付額が表示されます。

なお、国民年金保険料の還付を受けた場合や、厚生年金保険の標準報酬が遡って訂正された場合など、あなた様が実際にお支払いいただいた金額と異なる場合があります。

6 「年金見込額(年額)」は、最新の「ねんきん定期便」でお知らせしている「老齢年金の見込額」のみを表示しており、前年度以前の「年金見込額(年額)」は、「-」で表示しています。

また、「年金見込額(年額)」は、50歳未満の方の場合は「これまでの加入実績」を基に計算し、50歳以上の方の場合は「これまでの加入実績+現在の加入条件で60歳まで加入したという仮定」を基に計算しています。

なお、50歳以上の方の場合は、65歳時点の「年金見込額(年額)」を表示しています。

7 「年金記録の一覧表示」では、各共済組合等の加入記録を表示しておりません。

現在、日本年金機構と各共済組合等との情報交換により、加入記録の整備を行っているところです。各共済組合等の加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

年金記録照会

年金見込額試算

印刷

閉じる

[基礎年金番号] 9999-999999 [氏名] 年金 太郎

年度（年齢）	加入制度	お勤め先の名称等	加入月数	1年間の 保険料納付額	年金見込額 （年額）
昭和52年度（20歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和53年度（21歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和54年度（22歳）	国年	第1号被保険者	12月		
昭和55年度（23歳）	厚年	〇〇不動産	6月		
昭和55年度（23歳）	厚年	△△株式会社	6月		
平成3年度（34歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成4年度（35歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成5年度（36歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成6年度（37歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成7年度（38歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成8年度（39歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成9年度（40歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成10年度（41歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成11年度（42歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成12年度（43歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成13年度（44歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成14年度（45歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成15年度（46歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成16年度（47歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成17年度（48歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成18年度（49歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成19年度（50歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成20年度（51歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成21年度（52歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成22年度（53歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成23年度（54歳）	厚年	□□株式会社	12月		
平成24年度（55歳）	国年	第1号被保険者	12月		
平成25年度（56歳）	国年	第1号被保険者	12月		
平成26年度（57歳）	厚年	◇◇商事	12月	241,192円	—
平成27年度（58歳）	厚年	◇◇商事	12月	241,192円	—
平成28年度（59歳）	厚年	◇◇商事	12月	241,192円	—
平成29年度（60歳）	厚年	◇◇商事	6月	120,596円	—

あなた様の「これまでの保険料納付総額」は、 3,914,374円 です。

備考	
----	--

老齢年金受給者の方へ

[平成35年6月1日に発送した「年金額改定通知書」でお知らせしている年金額（年額）です]

あなた様の老齢年金の年金額（年額）は、平成35年4月分から

国民年金（基礎年金）	厚生年金保険	合計
786,500円	663,000円	1,449,500円

(注) 1 「1年間の保険料納付額」および「年金見込額(年額)」は、「年金記録の一覧表示」のサービス開始時(平成26年度)から表示しています。  
 また、平成26年度以降の「1年間の保険料納付額」および「年金見込額(年額)」は、「ねんきん定期便」の情報を基にしているため、あなた様へ「ねんきん定期便」を発送するまでの間、表示されません。

- 2 「加入制度」、「お勤め先の名称等」および「加入月数」は、毎月情報を更新して表示しています。  
「これまでの保険料納付総額」および「年金見込額(年額)」は、平成30年8月1日時点の情報を基に表示しています。
- 3 「加入月数」は、国民年金保険料が未納となっている月を含めて表示しています。  
なお、国民年金保険料が未納となっている月がある場合は、「加入月数」を赤文字で表示しています。  
各月の年金記録をご確認いただく場合は、下の【年金記録照会】ボタンをクリックしてください。
- 4 「お勤め先の名称等」は、「加入制度」が「国年」の場合は被保険者の種別を、「厚年」の場合はお勤め先の名称を、「船保」の場合はお勤め先の名称(船舶所有者の氏名)を表示しています。  
ただし、国のシステムにお勤め先の名称等が登録されていない場合などは、「厚生年金保険」または「船員保険」と表示される場合があります。
- 5 「1年間の保険料納付額」は、「ねんきん定期便」でお知らせしている「(参考)これまでの保険料納付額」を基に計算しています。  
「ねんきん定期便」では、毎年誕生月の4ヶ月前までの情報をお知らせしているため、「1年間の保険料納付額」には、誕生月の4ヶ月前から遡った1年間の保険料納付額(厚生年金保険は被保険者負担分)が表示されます。  
ただし、「ねんきん定期便」を再発行した場合は、1年間の保険料納付額とならない場合があります。  
例) 6月誕生月の方の場合、前年3月から当年2月までの保険料納付額が表示されます。  
なお、国民年金保険料の還付を受けた場合や、厚生年金保険の標準報酬が遡って訂正された場合など、あなた様が実際にお支払いいただいた金額と異なる場合があります。
- 6 「年金見込額(年額)」は、最新の「ねんきん定期便」でお知らせしている「老齢年金の見込額」のみを表示しており、前年度以前の「年金見込額(年額)」は、「-」で表示しています。  
また、「年金見込額(年額)」は、50歳未満の方の場合は「これまでの加入実績」を基に計算し、50歳以上の方の場合は「これまでの加入実績+現在の加入条件で60歳まで加入したという仮定」を基に計算しています。  
なお、50歳以上の方の場合は、65歳時点の「年金見込額(年額)」を表示しています。
- 7 「年金記録の一覧表示」では、各共済組合等の加入記録を表示しておりません。  
現在、日本年金機構と各共済組合等との情報交換により、加入記録の整備を行っているところです。  
各共済組合等の加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。
- 8 あなた様へ「年金証書・年金決定通知書」または「年金額改定通知書」を発送するまでの間、「年金額(年額)」は表示されません。
- 9 実際の老齢年金の受給に当たっては、障害年金や遺族年金の受給による調整、在職(厚生年金保険に加入)による報酬(給与及び賞与)との調整、雇用保険法に基づく保険給付(失業手当など)との調整などにより、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります。

年金記録照会

年金見込額試算

印刷

閉じる

## 2. 届書の作成支援

### (1) 対応事項

お客様サービスの向上や事務処理の効率化・適正化のため、お客様が「ねんきんネット」から年金請求書などの届書を作成できることとし、「ねんきんネット」に入力チェックや基礎年金番号等の事前印字などの機能を付与することで、届書の作成支援を行う。

(注) 届出書自体は、個々人（被保険者・受給者）で年金事務所へ持参又は郵送して頂く必要があり、個々人の年金請求書等の申請の電子化は、今後の更なる検討課題（このためには、戸籍等の添付書類の電子化、個人認証のあり方等機構事務を超えた問題への対応が必要）。

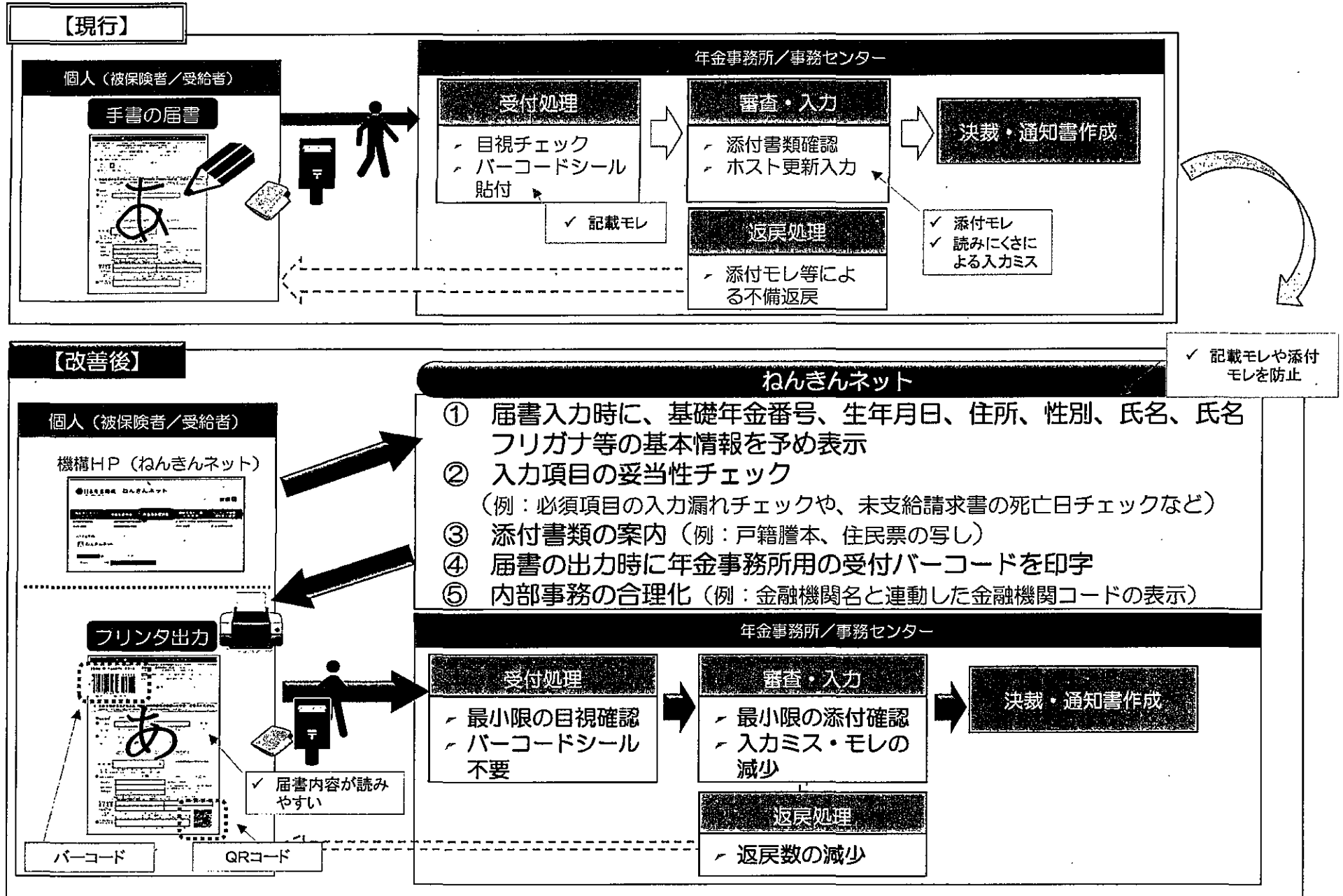
### (2) 届書の作成支援プログラムの対象届書

提供	届書名	年間処理件数 (平成23年度)
被 保 険 者	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	4,127,209
	国民年金保険料学生納付特例申請書	1,897,331
	国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書	734,378
	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書	
	国民年金保険料追納申込書	244,782
受 給 者	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)	1,810,944
	年金受給権者住所・支払機関変更届	1,322,000
	年金証書・改定通知書・振込通知書再交付申請書	1,108,581
	未支給【年金・保険給付】請求書様式第514号・年金受給権者死亡届(報告書)	966,145
	源泉徴収票交付(再交付)申請書	295,713
	年金加入期間確認請求書	198,328

(注) 上記は現時点案であり、検討の結果変更がありえる。



### (3) 届書の作成支援の業務処理案



## [備考1] QRコードを活用した事務処理の効率化

○以下の届書の入力内容をQRコード化する。

- ・「ねんきんネット」で作成支援を行う個人向けの届書（平成25年度に検討）
- ・機構HPで作成支援を行う事業主の厚生年金関係の届書（平成25年度に検討）
- ・機構から予め基本情報等を印字したターンアラウンド方式の届書（今後検討）など

○これに伴い、電子化による一括集信処理の対象届書を順次拡大して、入力業務の軽減を目指す。  
（現在は、厚生年金関係の主要届書のみが対象）

## [備考2] 市町村や事業主からの届出の電子化

○市町村

届出の電子媒体化

- ・平成25年4月から市町村および機構の業務を効率化するため、市町村から機構へ提出される資格取得届など国民年金適用関係主要6届書について電子媒体化を実施している。

○事業主

電子媒体による対象届書の拡大

- ・現行の厚生年金関係の主要6届に加え、平成25年10月から「健康保険被扶養者（異動）届」及び「国民年金第3号被保険者関係届」を電子媒体申請の対象届書に追加する。

### 3. 未統合記録の検索対象の追加

#### (1) 対応事項

- ① 第4次リリースで構築した「未統合記録検索」機能の検索対象に共済過去記録・基金記録などを追加する。
- ② ①のうち、基金記録に関連する通知について、記録の確認が必要な者に対して、「ねんきんネット」にログインした際に、「年金事務所に相談して欲しい」旨のメッセージを表示する。

(※) 基本的には、第4次リリースの未統合記録検索の仕様に準拠したものとする。

- ・不正な機械的な検索への対応として検索回数の上限に制限を設ける
- ・ねんきんネットで保持している記録を最新に保つため、解明された記録については消し込む仕組みとするなど

#### (2) 5次リリースで追加対象の記録

共済記録	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 茶色便（H25年3月再送付分）を送付した者のうち、「未回答」や「未着」の状態の者が、「ねんきんネット」にログインした際に、回答を促すメッセージを表示する。</li><li>・ 氏名・生年月日等による検索により、入力した条件と一致する基礎年金番号に統合されていない共済過去記録の有無を表示する。</li></ul>
基金記録	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基金突合せにおいて事業所名等の確認が必要な者が「ねんきんネット」にログインした際に、「年金事務所に相談して欲しい」旨のメッセージを表示する。</li><li>・ 基金記録に対応する国記録が判明しない事案について、当該基金記録を氏名・生年月日等によって検索可能とし、当該基金記録の持ち主に対して年金事務所への相談を促すメッセージを表示する。</li></ul>

#### <参考> 職員等への情報提供

- ・ 年金事務所職員等が「ねんきんネット」の職員用IDで閲覧した場合にも、紙台帳とコンピュータ記録の突合せの結果通知について、「未回答」や「未着」の状態を確認できるようにする。

## 4. スマートフォン等のモバイル機器の対応

### (1) 対応事項

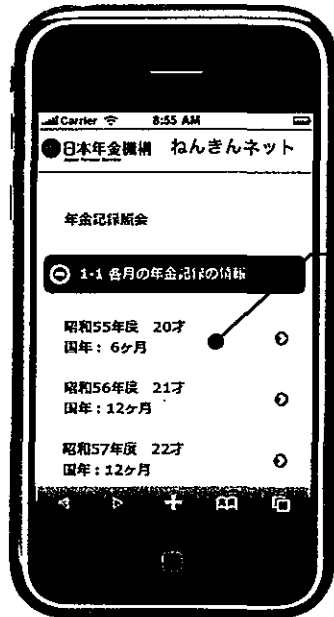
- 平成23年8月に厚生労働省と日本年金機構の共催で開催された検討会の報告書を踏まえ、「ねんきんネット」の一部の機能をスマートフォン等のモバイル端末向けに見やすく使いやすい画面で提供する。

### (2) 提供を予定しているサービス

- 「ねんきんネット」のトップ画面や機能を見やすく表示する。
- 提供する機能
  - ① ユーザID取得機能（基礎年金番号やアクセスキー番号等を入力してユーザIDを取得）
  - ② 現在の「年金記録照会」機能（これに加えて、5次リリースの「年金記録の一覧表示」も実施予定）
  - ③ 各種お知らせなどの情報提供

#### ■スマートフォン画面

スマートフォンの画面サイズに合わせたレイアウトで分かりやすく表示



各年度ごとのサマリ情報を表示

#### ■(参考) 現在のパソコン画面

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
昭和55年度	20歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	未加	未加	未加
昭和56年度	21歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和57年度	22歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和58年度	23歳	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加	未加
昭和59年度	24歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
昭和60年度	25歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
昭和61年度	26歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
昭和62年度	27歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生

※「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

※赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

強調表示しない

## 「ねんきんネット」の概要とこれまでの経緯

### (1) 「ねんきんネット」の導入

- 年金記録問題を解決するため、紙台帳とコンピュータ記録との突合せといった行政からのアプローチに加え、国民の側から常に年金記録が確認できる仕組みが求められた。
- 平成 23 年 2 月に、従来の「年金個人情報提供サービス」の機能を大幅に拡充した「ねんきんネット」サービス（いわゆる「第 1 次リリース」）を開始した。主な改善点は以下のとおり。
  - ・ これまでユーザ ID の発行に約 2 週間必要であったが、これを 5 日程度に短縮するとともに、ユーザ ID の即時発行を可能とした。
  - ・ 制度の未加入期間や保険料未納期間など、利用者に確認してもらいたい記録を色つきで注意喚起。
  - ・ インターネットを利用しない方向けに一部の市区町村等の窓口でのサービスを実施。

#### ＜参考＞年金個人情報提供システム

平成 18 年 3 月から旧社会保険庁が提供していた年金記録を確認するためのインターネットサービス。申込みから利用開始まで約 2 週間程度かかるほか、確認できる加入記録は白黒で表示されていた。

### (2) 第 2 次リリース

- 「ねんきんネット」は検討の当初から、単に年金記録を確認するだけでなく、年金見込額の試算といったサービス向上も求められていたことから、事業目的を以下のとおり整理し、段階的に機能を拡充していくこととした。
  - ① 自宅に居ながらにして、自分の年金記録の確認を可能とすることによる「国民サービスの向上」
  - ② 行政側からのアプローチに加え、国民側から自分の年金記録を確認できる環境を整備することによる「年金記録問題の再発防止」
  - ③ 各種通知の電子化などによる「年金業務の効率的な運営」

- 平成 23 年 10 月に、これまでの年金記録の確認機能に加えて、年金見込額試算や死亡者記録の検索などの機能追加を行った。これにより、
  - ・ ライフプランに合わせた年金額の試算が可能となり、「何歳から年金を受け取るか」「年金を受け取りながら働き続けた場合は」など、ご自身の人生設計に応じた条件にもとづいたグラフでの表示や比較が可能となった。
  - ・ 国民年金の特殊台帳とコンピュータ記録の突合せで、誤りのある可能性のある死亡者記録を検索可能となった。（後述する第 4 次リリースでの「持ち主不明記録検索」の前身的位置づけ）

### (3) 第 3 次リリース

- 平成 24 年 4 月から、更なる国民サービスの向上と年金業務の効率化の観点から、「ねんきん定期便」を始めとする各種通知の電子版を「ねんきんネット」で確認可能とする機能追加を行った。これにより、
  - ・ いわゆる「電子版ねんきん定期便」として、アクセス時点での最新の年金加入記録が確認できるようになった。（郵送による「ねんきん定期便」は、年に一度、誕生月に送付）
  - ・ 年金受給者に送付している年金の支払いに関する通知書（「年金振込通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」等）の内容がいつでも確認可能となった。
  - ・ これに加えて年金見込額試算機能の充実として、国民年金の未納期間や後納可能期間等について、追納や後納を行った場合の保険料納付額の確認や年金見込額の試算を可能とした。

### (4) 第 4 次リリース

- 約 2200 万件の持ち主不明の年金記録を回復するため、平成 25 年 1 月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」として、「もれ」や「誤り」が気になる記録についての再確認のお願いを開始した。
- 平成 25 年 1 月末から、キャンペーンの主要な取組みの一つとして、「ねんきんネット」から未統合記録の検索を可能とする「持ち主不明記録検索」機能を追加し、氏名・生年月日などを入力することで、条件に一致した記録の有無が自宅に居ながらにして可能となった。

○ 平成 25 年 4 月に、以下の機能を追加することとしている。

- ・ 市区町村との業務の効率化のため、国民年金被保険者の記録を確認するために各市区町村に導入されていた「市町村情報照会システム」を「ねんきんネット」に統合し、応答時間の迅速化や更新頻度の短縮を図った。（4 月 1 日よりサービス開始）
- ・ 現に年金を受給していることから、より正確な試算が必要である等の理由で行ってこなかった年金受給者の見込額の試算（在職老齢年金等）を可能とする。（4 月末にサービス開始予定）

（5）現在の利用実績（平成 25 年 3 月末時点）

- ユーザ ID 発行件数 約 160 万件
- 照会件数 約 330 万件

## 手軽で効率的な年金記録の確認のあり方について

ねんきん定期便・ねんきんネット・年金通帳等に関する検討会報告書（ポイント）

## 1. 「ねんきん定期便」について

- 引き続き「ねんきん定期便」を一定期間ごと又は一定年齢時に送付し、行政が主体となって加入者の方々に対し年金記録の確認を求めていくことが重要。
- 現在の封書形式を、確認してほしい事項（保険料の納付状況等）が目に入りやすく、わかりやすい「圧着葉書」形式に変更することは、一定の効果が期待。
- 紙のねんきん定期便の送付頻度については、当面、毎年送付としつつ、今後の年金記録問題への対応状況、ねんきんネットの普及状況等も見ながら、必要な検討がなされるべき。
- いつでもどこでも確認できる電子版「ねんきん定期便」のメリットを国民に広く周知すべき。

## 2. 「ねんきんネット」について

- いつでもどこでも手軽に最新の年金記録が確認でき、紙の資料のように紛失等のおそれがないという利点のある「ねんきんネット」について、一層の充実を図っていくことが重要。
- メディア等を通じて、広く利用を呼びかけることと併せて、個々人に直接「ねんきんネット」による記録確認を呼びかける取組みを行うべき。
- スマートフォン等のモバイル端末からの閲覧環境を整備すべき。
- 自宅等でインターネットを利用できない方のために、一部の市町村や郵便局の窓口での記録交付サービスの実施箇所を更に拡大していくべき。
- 日本年金機構のコールセンターに請求することにより記録の郵送サービスを受けられることを、「ねんきん定期便」等を活用し、積極的に周知すべき。

## 3. 「年金通帳」について

- いつでもどこでも最新の年金記録を確認できる新たな方策として、インターネットを活用した「年金通帳」を導入していくことが重要。
- 具体的には、ねんきんネット上に年金記録を通帳形式で表示する「e-年金通帳」（仮称）の仕組みを構築すべき。
- 自宅等でインターネットを利用できない方のために、「e-年金通帳（仮称）」の印刷交付サービスや、コールセンターによる印刷郵送サービスを一層推進すべき。
- 印刷した「e-年金通帳」（仮称）の紙をファイル等に容易に綴ったり、挟めるようにするなど、保管性を十分考慮した措置を講じるべき。
- 関係者ヒアリング、公聴会、アンケート結果を踏まえると、国民の多くは、多額のコストがかかり、自ら記帳しに行く必要のある保管型の紙の「年金通帳」を必ずしも求めているものではないと史料。



### 「e-年金通帳」(仮称)のイメージ例

基礎年金番号 9999-999999

年金 太郎

年(年齢)	制度	住所/事業所	月数	納付金額	年金見込額	備考
昭和52年(20歳)	国年	〇〇区	12	-	-	
↓				-	-	
↓				-	-	
昭和55年(23歳)	厚年	〇〇不動産	12	-	-	
↓				-	-	
平成3年(34歳)	厚年	〇〇不動				
↓						
平成25年(56歳)	国年	〇〇区	12	106,400	-	
平成26年(57歳)	厚年	〇〇商事	12	311,394	-	
平成27年(58歳)	厚年	〇〇商事	12	337,794	1,380,000	

年の途中に転職等があった場合は2行以上になる

納付金額、年金見込額は、定期便のデータを活用し、納付金額は、実施年度以降のものを、年金見込額は、最新のものを表示

「年」は、誕生月の前々月以前1年間の記録となり、個々人で期間が変わる。  
 (例) 4月生まれ→前年3月～2月  
 8月生まれ→前年5月～6月

クリックすることにより、ねんきんネットの各月の標準報酬等詳細な情報が表示される

### 「ねんきんネット」ユーザID発行数の推移

